

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則	一八
	福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則	一八
	福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則	一八
告示	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	一八
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件	一九
	計量器の定期検査を実施する件	一九
	新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	一九
	県営土地改良事業計画を変更した件	一九
	保安林の指定施業要件を変更する件	一九
	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件八件	一九
公告	一般競争入札を行う件二件	一九

規 則

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則、福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則及び福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月二十七日

福島県規則第十四号

福島県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県財務規則の特例に関する規則（昭和三十九年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「納入通知書（第六号様式に準ずる。）」を「別に定める納入通知書」に改める。

第九十四条中「第六号様式に準ずる様式又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（財 政 課）

福島県規則第十五号

福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県庁舎管理規則（昭和二十九年福島県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号を次のように改める。

一 喫煙すること（庁舎総括管理責任者が別に定める場所を除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県庁舎管理規則の規定は、令和元年七月一日から適用する。

（施設管理課）

福島県規則第十六号

福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県合同庁舎管理規則（昭和四十四年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号を次のように改める。

一 喫煙すること（庁舎管理責任者が別に定める場所を除く。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県合同庁舎管理規則の規定は、令和元年七月一日から適用する。

（施設管理課）

告 示

福島県告示第二百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年八月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政

策課に備え置いて縦覧に供する。
令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者
(変更前) 株式会社カワチ薬品
(変更後) 株式会社カワチ薬品
有限会社ワイズ
- 三 変更した年月日
令和元年八月十三日
- 四 届出年月日
令和元年八月十三日
- 五 届出をした者
株式会社カワチ薬品
有限会社ワイズ

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和元年八月二十七日から同年十二月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品富田店 福島県郡山市富田町字西町下一番地一ほか
- 二 変更しようとする事項
1 駐車場の収容台数
(変更前) 二百七十三台
(変更後) 百四十台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 五十二台
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 十九台
- 3 荷さばき施設的位置

(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

4 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり

5 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前七時から午後六時
(変更後) 午前六時から午後十時
変更しようとする年月日
令和二年四月十四日

福島県告示第二百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

町 同	郡 矢 祭	検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
		東白川郡塙町	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三二九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	一〇月八日 午前一時から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	塙町公民館
				一〇月九日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	矢祭町山村開発センター

(商業まちづくり課)

町 同 郡 棚倉	同 郡 鮫川	右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右 の検査を受けなかった もの	一〇月一日 午前九時三〇分から 午後一時まで 午後四時まで	棚倉町役場
				一〇月一日 午前九時三〇分から 午前一二時まで	鮫川村公民館
				一〇月一六日から一一 月一五日まで（火曜日、 木曜日、土曜日、日曜 日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分ま で 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定 所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
東白川郡棚倉町、同 郡矢祭町、同郡塙町 及び同郡鮫川村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月一日から十二月二 〇日まで（土曜日、日曜 日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、梁川町土地改良区が梁川地区維持管理事業計画に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

一 縦覧に供する書類

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 二 土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間
令和元年八月二十八日から
同 年九月十七日まで （二十一日間）
- 三 縦覧の場所
伊達市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、錦・関田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年八月二十七日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和元年八月二十八日から
同 年九月十七日まで （二十一日間）
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年八月二十七日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市大越町早稲川字榎ヲ田九二の一、九二の七、九二の八、九二の三六、九二の三七、九二の四一、九二の五六、九二の五七、九二の六〇、九三の一、九三の一七、九三の一八、九三の三五
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

福島県知事 内 堀 雅 雄

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
飯野徳次 高野浩一 高野吉次郎 高野甚喜
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和元年福島県告示第百五十七号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第二百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部鬼三
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和元年福島県告示第百五十九号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第二百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
新田サダ 新田吉栄 新田三郎 新田濱吉 新田惣太郎 新田徳太郎 新田松四郎 新田吉太郎 新田嘉十郎 新田栄次郎 新田幸次郎 新田松吉 伊藤菊次 新田吉栄 新田吉栄
 - 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和元年福島県告示第百六十号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。
- (森林保全課)

福島県告示第二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名
伊藤征 目黒尚 佐藤三雄

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百六十一号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

長谷川貞夫 佐藤ハナ 佐藤喜代章 佐藤偉久 佐藤アイ子 佐藤犬三

佐藤寅次 佐藤登美男 佐藤セン

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百六十二号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

眞部喜佐次 折笠金三郎 折笠清吉 小沢平和

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百六十四号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 所在の不明な者の氏名

福地二郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百六十五号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和元年八月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

原米喜 宇津味清太 小林光雄 小林幾馬 渡部喜貞 渡部霞房 渡部庄八 佐藤孫三郎 五十嵐定美 小林三郎 小林庄一 宇田成尚 渡部啓次 遠藤善次 渡部傳 渡部八治 遠藤友記 渡部平馬 渡部富四郎 遠藤倉雄 渡部好八 佐藤作四郎 小林義馬 渡部昇 風間操 渡部モト 渡部吉喜 渡部広 遠藤匡央 遠藤定男 遠藤辰雄 渡部春仁

二 通知の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和元年福島県告示第百六十七号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第86号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年 8月27日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県県中保健福祉事務所ほか14施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和元年12月1日から令和2年11月30日まで
- (4) 供給場所 福島県県中保健福祉事務所（福島県須賀川市旭町153番1）ほか14施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年9月20日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年9月20日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和元年8月26日(月)から同年9月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月16日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年9月3日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和元年10月16日(水)午後1時30分
(2) 場所 福島県自治会館8階802会議室(福島県福島市中町8番2号)
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年10月15日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Ken-chu Public Health and Welfare Office and 14 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 16 October 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 15 October 2019
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima, 960-8670 Japan
TEL 024-521-7220

(保健福祉総務課)

公告第 87 号

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和元年 8 月 27 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 防毒マスク用吸収缶 16,856 台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 2 年 1 月 21 日（火）
- (4) 納入場所 福島県危機管理部原子力安全対策課保管倉庫（日本通運株式会社福島中央 1 号）（福島市西中央三丁目 74 番 1 号）ほか計 7 か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の (4) に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年 9 月 18 日（水）午後 5 時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和元年 9 月 18 日（水）午後 5 時まで必着とする。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において令和元年 8 月 27 日（火）から同年 9 月 18 日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月 16 日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 15 枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで令和元年 9 月 4 日（水）午後 5 時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和元年 9 月 4 日（水）午前 11 時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和元年 10 月 10 日（木）午後 1 時 30 分 福島県出

納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月9日（水）午後5時までには必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Cartridge for Direct-Mounting-small type Gas masks 16,856 pcs
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 10 October 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 9 October 2019
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）